平成 26 年度

本宮七丁目町内会設立総会資料

日時 平成 26 年 3 月 23 日 (日) 13 時 30 分 場所 本宮地区活動センター 第 1 集会室

本宮七丁目町内会

平成 26 年度 本宮七丁目町内会設立総会

次 第

1			開			会																	
2			設立	と検 き	討委員	会座	長挨	拶															
3			来	賓	祝	辞																	
4			議	長	選	出																	
5			書	記	任	命																	
6			議			事																	
	報	告	事	項	本宮	七丁目	町	为会	設式	ヹ゚゙ヹ	での)経	過幸	6告				•			•		 1
	第	1	号議	案	本宮	七丁目	町	勺会	設立	こに	⊘ V`	って			•					•			 6
	第	2	号議	案		七丁目																	
	第	3	号議	案		26 年																	
	第	4	号議	案	平成	26 年	度-	一般:	会計	収3	支予	算(こつ)//	て・	•				•			 8
	第	55	号議	案	平成	26 年	度会	費	の額	、糸	内付	のフ	方法	:及	び預	[金	の預	i入:	先に	こつ)\\~	<·	 9
	第	6	号議	案	平成	26 年	度役	:員0	り選	任に	[つ]	いて	.					•			•		 9
7		そ		\mathcal{O}	他																		
8		閉			会																		
9		懇		親	会																		
資	料	•																					
				• • •				•									•				_	_	
						班割当																	
						世帯数																	
	•]	本質	过七	丁目甲	订内会	会則•		•				•		•							• 1	2	

大	七丁目町内会設立協議経過	
年 月 日	内容	備考
平成25年2月25日	第1回本宮七丁目町内会(仮称)検討会	課題協議
平成25年7月18日	第2回本宮七丁目町内会(仮称)検討会	課題協議
平成25年8月21日	第3回本宮七丁目町内会(仮称)検討会	会則、予算
平成25年9月9日~20日	町内会区域割り要望アンケート調査	
平成25年10月16日	第4回本宮七丁目町内会(仮称)検討会	アンケート結果
平成25年11月6日	第5回本宮七丁目町内会(仮称)検討会	会則ほか全般
平成25年11月27日	第6回本宮七丁目町内会検討会	班編成、役員
平成25年12月18日	第7回本宮七丁目町内会検討会	班編成、役員
平成26年1月15日	第8回本宮七丁目町内会検討会	会則
平成26年1月29日	第9回本宮七丁目町内会検討会	ゴミST,予算
平成26年2月12日	第10回本宮七丁目町内会検討会	班編成、役員
平成26年3月5日	第11回本宮七丁目町内会検討会	課題協議、総会
平成26年3月19日	第12回本宮七丁目町内会検討会	総会

設立検討委員名簿

本宮第一町内会 遠藤健男

大宮町内会 小笠原星孝 小笠原正美

本宮第四町内会 金田成司 原田 浩 下鹿妻町内会 伊藤貞美 藤村光二

アドバイザー 大宮町内会長 宮野勇夫 下鹿妻町内会長 浅沼道雄 本宮第一町内会副会長 浅沼克巳

第1号議案 本宮七丁目町内会設立について

本宮地区連絡協議会が平成23年度より進めて来た、本宮地区町内会区域割り調整の主旨と「区域割り調整の確認書」に基づき、本宮七丁目地内に居住する本宮第一町内会、大宮町内会、本宮第四町内会、下鹿妻町内会の各会員は本宮七丁目町内会を設立します。

本宮七丁目町内会への移籍は、前記各町内会の 26 年度定時総会終了をもって 行われ、平成 26 年度より本宮七丁目に居住する住民は本宮七丁目町内会会員と なります。

第2号議案 本宮七丁目町内会会則について

本宮七丁目町内会の会則を別紙のとおり定めます。

第3号議案 平成26年度の活動計画について

平成 26 年度活動計画

◎ 基本方針 「安心して暮らし続けられるまちづくり」

地域の高齢化が進み、行政から地域への高齢者対策要望が高くなっています。その 一方、子供たちの安全を守る活動や防災のまちづくりも要望されております。

私たちが地域で安心して暮らし続けるためには、行政から要望されるまでもなく、 地域の諸課題を自分たちが主体的に解決して行く努力が必要と考えます。

新しい本宮七丁目町内会は組織世帯数が少ない分、お互いが顔の見える存在です。 みんなで地域の諸課題へ対応出来る町内会となるよう活動を進めてまいります。

○ 各部の活動計画

◇総務部

- ・町内会活動の事務作業のうち担当部以外の全般
- ・町内会活動の連絡調整
- ・町内会員の転入転出管理
- ・情報配布物の取り扱い

◇文化体育部

- ・親睦スポーツ大会等の開催
- ・本宮地区内のスポーツ大会等への参加・協力
- ・文化講座の開催
- ・盛岡市の文化及び体育施設の主催行事への参加

◇福祉保健部

・本宮地区福祉推進会、本宮地区民生児童委員協議会、本宮地区保健推進協議会への 活動協力と活動連絡調整。

◇環境防災部

- ゴミステーションの管理
- ・きれいな街づくりとごみ減量・資源再利用(資源回収等)の促進
- ・防災訓練及び防犯・交通安全対策の実施
- ・地域防災対策の検討とその組織づくり
- ・きれいなまち推進協議会への活動協力と連絡調整

第4号議案 平成26年度本宮七丁目町内会予算書(案)

1. 収入の部 単位:円

_ 1 . 1A/(U/ HP					<u> </u>	
科目	26年度予算	26年度決算		適用		
前年度繰越金						
	958,800		一般世帯 500円	87帯	522,000	
会費			集合住宅 500円	73世帯×0.8	350,400	
云 貝			単身 300円	30世帯×0.8	86,400	
			法人会費			
補助金	20,000		公園みどり課	公園管理費	20,000	
資源回収収益金			盛岡市資源収益到			
貝源凹収収益立			町内会収集益金			
雑収入						
合計	978,800		·		978,800	

2. 支出の部				単位:円
科目	26年度予算	26年度決算	適用	
			懇親スポーツ大会	100,000
事業費	270,000		敬老会	100,000
			新年会	70,000
			会長	50,000
活動手当	152,000		総務部長	20,000
冶 到十日	132,000		会計、文化体育·福祉保健·環境防災部長 10,000×4	40,000
			班長 3,000×14	42,000
会議費	90,000		班長 3,000×14 総会、班長会議、委員会等	90,000
			総会資料印刷費	20,000
事務費	35,000			·
	,		印刷費、コピー費、用紙代、文房具代など	15,000
			ゴミステーション新設	70,000
Ω+X□ T⊞ t± ↓↓ ₩			ゴミステーション保守管理費	20,000
防犯•環境対策	100,000		ゴミステーション保守管理費 防犯街灯管理費	10.000
費	,		借地礼	
			18.510	
			祝い金	10,000
慶弔費	25.000		香典	15,000
12 17 52	20,000			10,000
渉外費	100.000		入学·卒業式参加 他団体忘新年会参加費等	100,000
			本宮地区町内会連絡協議会·福祉推進会 盛南地域安全協会	8,000
			盛南地域安全協会	9,500
			盛岡市町内会連合会	7,600
			保険推進協議会	1,500
			保険推進協議会 盛岡社会福祉協議会	20,000
負扣金	94.900		盛岡市防犯協会	5.000
	,		志波城まつり	5,000
			本宮地区世代交流スポーツ大会	3,000
			本宮地区新年交賀会	7,500
			12分団後援会	25,800
			本小教育振興協力費	2,000
	1		老人クラブ	10,000
補助金	45,000		子供会(小)	20,000
1111 77 111	40,000		子供会(中)	15,000
雑費	20,000		放会 (サ/	20,000
作民	20,000		赤い羽根募金	10,000
A 1 A			みどりの募金	10,000
募金協賛金	40,000		日赤社資	10,000
			ロッセ貝 歳末助け合い	10,000
予備費	6.900		秋小り 1 口 い	10,000
合計	978,800			

第5号議案

平成 26 年度会費の額、納付の方法及び預金の預け入れ先の議決について

会則第 14 条の規定に基づき平成 26 年度の会費の額、納付の方法及び預金の預け入れ先について下記のとおりとします。

記

- (1) 会費は班長が取りまとめ預け入れ先へ納入する。
- (2) 一般世帯及び法人会員の会費は月額500円(但し、集合住宅の単身入居者については月額300円)とし、上半期3,000円(単身入居者1,800円)を4月末までに、下半期3,000円(単身入居者1,800円)を10月末までに本会に納入することとする。
- (3) 中途転入会員の会費は、入会届とともに転入の翌月分から納入する。
- (4) 中途転出会員の会費は、転出月の翌月分から前納分を返納する。
- (5) 会費の預け入れ先を東北銀行とし、口座を総会終了後速やかに開設する。

会費の預け入れ先

東 北 銀 行 盛南プラザ支店

口座種別 普通

取引口座名 本宮七丁目町内会

第6号議案

平成 26 年度役員の選任について

参考資料 役員名簿表参照

ゴミ集積所の利用班割当表

(木顶//1-717/1) <u>左</u> 的自然										
ゴミ集積所	利用班	利用戸数	備考							
ソリアートひまわり地内	1,2	52	既設							
稲荷公園脇	3,4	63	既設							
藤村光二氏宅前	5	35	既設							
亀ちゃん食堂脇	12~14	23	新設							

※ ごみステーションの掃除当番割当は各利用班で分担して割当をお願いします。 割当の方式は各班にお任せしますが、基本方式は世帯毎に1週間交代とします。

本宮七丁目町内会 会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は本宮七丁目町内会(以下本会という)と称し、事務所を会長の指定する所に置く。 (会員及び構成)
- 第2条 本会の会員は本宮七丁目地内に居住する世帯またはこれに準ずる者とし、会員は班を構成する。 (目的)
- 第3条 本会は会員相互の親睦につとめ、社会福祉を増進し地域社会の発展を図ることを目的とする。 (事業及び事業年度)
- 第4条 本会は前条の目的を遂行するため次の事項について事業を行う。事業年度は毎年4月1日から 翌年3月31日までとする。
 - 1. 教育文化に関する事項
 - 2. 健康増進及び保健衛生に関する事項
 - 3. 社会福祉に関する事項
 - 4. 生活環境整備及び防災、防犯、交通安全に関する事項
 - 5. その他目的遂行に必要な事項

(組織)

- 第5条 本会の事業運営のため、次の部を置く。
 - 1. 総務部
 - 2. 文化体育部
 - 3. 福祉保健部
 - 4. 環境防災部

第2章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

2. 副会長 若 3. 会計 14	
3. 会 計 14	F名
	<u>Z</u>
3. 部 長 4名	<u>Z</u>
4. 会計監事 2名	<u>Z</u>
5. 相談役 若=	F名

会長、副会長、会計を三役と称す。

(役員等の選任)

- 第7条 本会の役員は次の方法により選任する。また、役員の他に会務を円滑に遂行するため班長、副部 長などの係を選任する。
 - 役員は総会において選出する。また、選出に先立ち必要に応じて推薦委員会を設置し、推薦にあたる。
 - 2. 班長は当該班において選任する。
 - 3. 各係は、会員の中から副会長の推薦により会長が選任する。
 - 相談役選任は会長の専権とする。

(任期)

- 第8条 役員等の任期は次の通りとする。
 - 1. 役員の任期は2年とし、連続して再任する場合は2期4年までとする。但し会計は1年とし、再任は2期2年までとする。
 - 2. 班長など、係の任期は1年とし、班長以外の係は再任を妨げない。
 - 3. 市から委嘱された係は委嘱期間とする。
 - 4. 役員、係の欠員補充にあたっては、前任者の残任期間とする。

(任務)

- 第9条 役員等の任務は次の通りとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務の一切を統括する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 3. 会計は本会の会計に関する一切の事務処理を行う。
 - 4. 部長は第5条に定める部の事業を遂行する。
 - 5. 会計監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。
 - 6. 班長は当該班の会務を統括し、事業の遂行にあたる。
 - 7. 係は担当する業務を遂行する。
 - 8. 第5条に定める部の業務を次の通りとする

- 1) 総務部
 - 会務全般
- 2) 文化体育部

教養文化活動、レクリエーション活動

- 3) 福祉保健部
 - 福祉、保健衛生に関する活動
- 4) 環境防災部

環境美化保全、防災、防犯、交通安全に関する活動

9. 相談役は会長からの諮問に応じる。

第3章 会 議

(会議)

- 第10条 本会の会議は総会、役員会、班長会、部会とする。開催は次の通りとし、会議は構成員の 過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
 - 1. 定時総会は会長が招集し、毎年1回4月に開催する。
 - 2. 臨時総会、役員会、班長会議は必要に応じ会長が招集する。
 - 3. 部会は部長が招集する。

但し各会議とも構成員の過半数の要求があった場合はこの限りでない。

(会議の構成)

- 第11条 会議の構成は次の通りとする。
 - 1. 総会は会員により構成する。
 - 2. 役員会は役員で構成する。
 - 3. 班長会は役員及び班長で構成する。
 - 4. 部会は部長及び部員で構成する。

(会議の任務)

- 第12条 会議の任務及び付議事項は次の通りとする。
 - 1. 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項は総会で決議する。
 - 1) 会務の報告に関する事項
 - 2) 予算及び決算に関する事項
 - 3) 事業計画及び事業遂行に関する事項
 - 4) 会則その他諸規則の制定改廃に関する事項
 - 5) 役員の選出に関する事項
 - 6) その他重要事項
 - 2. 役員会は執行機関であり、次の事項を付議執行する。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の委任に基づく事項
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
 - 3. 班長会は総会、役員会及び部会の決定事項の具体化と、次期総会までの期間に決議を要する事項を付議執行する。
 - 4. 部会は部の事業を検討し執行する。

第4章 会計及び会費

(会計)

第13条 本会の会務を遂行するための経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を もってこれに宛てる。

(会費)

第14条 本会の会費は世帯別に本会に納付しなければならない。

会費の金額は総会の決議による。

(役員手当)

第15条 本会の会務遂行を円滑にするため、役員等に手当を支給する。 手当の金額は総会の決議による。

第5章 細 則

(細則)

- 第16条 この会則の他に必要に応じて細則を定める。
- 附則 1. この会則は平成26年3月23日より施行する。